

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

| | |
|---------------|--|
| 所属名 | 山梨県農政部販売・輸出支援課 |
| 契約締結年月日 | 令和4年11月30日 |
| 契約者名 | 高橋理子株式会社 |
| 契約名 | 県産果実魅力発信業務委託契約 |
| 契約金額 (税込み) | 14,997,997円 |
| 随意契約理由 | <p>本業務は、県産果実のブランド価値を更に高めるため、県産果実が年間を通じた匠の技により手間を掛け作り上げられる「芸術品」であり、ハイクオリティな果物だと印象付けられる、映像美あふれるプロモーションフィルムを制作し、YouTube 広告等を通じたプロモーションに活用するものである。</p> <p>令和5年度の本格的な出荷を迎える前（モモ編は6月中旬、ブドウ編は8月初旬）までに動画を完成させ、時宜を得たプロモーションに活かす必要があるため、年間を通じた動画を改めて撮り直すのではなく、令和4年度に実施した「県産果実プロモーション動画制作業務」（以下、「前委託業務」とする）において撮影した、同年7月から9月の農作業や収穫された果実等の映像（以下、「既存動画」とする）を活かすことで、時間とともに経費節減を図る。前委託業務の企画提案の公募においては、受託事業者である高橋理子株式会社が国内外の映画祭等で受賞実績のある監督を起用した動画制作を企画提案し、応募総数10社の中から選定された経緯があり、既存動画はこの監督が構成等を考え、指揮して撮影されたものである。</p> <p>本業務の実施にあたり企画提案公募を検討したが、仮に別の事業者が受託した場合、全体として整合性を保ったまま作風や映像の統一感を保つことが困難であり、既存動画を活かしきれず、完成度の低い動画となるおそれがある。また、12月から始まる剪定作業は、県産果実の農作業の中で最も重要な作業工程のひとつであることから、これを欠くことはできないため、早急な事業着手が必要である。</p> <p>以上のことから、今般の優れた動画を期限内に確実に制作するという業務執行のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号の規定により随意契約を行うこととし、山梨県財務規則第137条第3項の規定により見積もり合わせを省略する。</p> |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号 山梨県財務規則第137条第3項 |